

○函館工業高等専門学校グローバルセンター規程

令和3年12月22日

函高専達第6号

函館工業高等専門学校グローバルセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第13条第2項の規定に基づき、本校グローバルセンター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本校における国際交流及び国際化の推進並びに本校学生の海外留学及び海外研修等の促進・支援と国際寮の管理運営及び地域の国際化への貢献を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 センターの運営に関すること。
- 二 国際交流事業に関する企画・立案及び実施に関すること。
- 三 海外の機関との交流に関すること。
- 四 留学生及び短期研修生等に関すること。
- 五 本校の学生の海外留学及び海外研修等に関すること。
- 六 本校学生の海外インターンシップ等に関すること。
- 七 教職員の国際交流に関すること。
- 八 国際寮の管理運営に関すること。
- 九 地域の国際化への貢献に関すること。
- 十 その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 寮務主事
- 三 国際コーディネイター
- 四 留学生サポート室長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会)

第6条 センターに国際寮部会を置く。

- 2 国際寮部会長は、第4条で掲げる者のうちから校長が指名する。
- 3 国際寮部会は前項で定める部会長の他校長が必要と認めた者により組織する。
- 4 国際寮部会は国際寮の管理運営に関する業務を行う。

(国際寮)

第7条 センターに国際寮を置く。

- 2 国際寮の管理運営に関する事項は、校長が別に定める。

(庶務)

第8条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校国際交流センター規程(平成29年4月10日函高専達第1号)は廃止する。